２０２６／０８／０７　２０：０２　現在の情報です。

| 表　題　部　（土地の表示） | 調製 | 余　白 | 不動産番号 | ０３０００１４４０３７５ |
|---|---|---|---|---|
| 地図番号 | 余　白 | 筆界特定 | 余　白 | |
| 所　在 | さいたま市中央区上落合三丁目 | | 余　白 | |

| ①　地　番 | ②地　目 | ③　地　積　㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 |
|---|---|---|---|
| １２５０番２２ | 宅地 | ５５：６３<br>： | １２５０番１から分筆<br>〔平成３０年９月１０日〕 |

| 権　利　部　（甲　区）　（所　有　権　に　関　す　る　事　項） | | | |
|---|---|---|---|
| 順位番号 | 登　記　の　目　的 | 受付年月日・受付番号 | 権　利　者　そ　の　他　の　事　項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成３０年７月１９日<br>第６０８８２号 | 原因　平成３０年７月１９日売買<br>所有者　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号<br>株式会社オープンハウス・ディベロップメント<br>順位３番の登記を転写<br>平成３０年９月３日受付<br>第７５２２７号 |
| 2 | 所有権移転 | 平成３０年１１月９日<br>第９６４０５号 | 原因　平成３０年１１月９日売買<br>所有者　さいたま市中央区下落合二丁目２０番３号<br>清　塚　俊　介 |

| 権　利　部　（乙　区）　（所　有　権　以　外　の　権　利　に　関　す　る　事　項） | | | |
|---|---|---|---|
| 順位番号 | 登　記　の　目　的 | 受付年月日・受付番号 | 権　利　者　そ　の　他　の　事　項 |
| 1 | 抵当権設定 | 令和１年９月６日<br>第７７１０５号 | 原因　令和１年９月６日債権譲渡（原契約同日金銭消費貸借・譲渡人株式会社優良住宅ローン）にかかる債権の同日設定<br>債権額　金４，１７６万円<br>利息　年０・８６０％ただし、令和６年９月６日から年１・１１０％（ただし、月割計算。月未満の期間は、年３６５日日割計算）<br>損害金　年１４・５％（年３６５日日割計算）<br>債務者　さいたま市中央区下落合二丁目２０番３号<br>清　塚　俊　介<br>抵当権者　東京都文京区後楽一丁目４番１０号<br>独立行政法人住宅金融支援機構<br>共同担保　目録(ｲ)第５５１７号 |
| 2 | 抵当権設定 | 令和１年９月６日<br>第７７１０６号 | 原因　令和１年９月６日金銭消費貸借同日設定<br>債権額　金４６４万円<br>利息　年２・７２５％（月割計算、月未満の期間は年３６５日日割計算）<br>損害金　年１４・５％（年３６５日日割計算）<br>債務者　さいたま市中央区下落合二丁目２０番３号<br>清　塚　俊　介<br>抵当権者　東京都新宿区新宿一丁目３番１２号<br>株式会社優良住宅ローン<br>共同担保　目録(ｲ)第５５１８号 |
| 付記１号 | ２番登記名義人住所変更 | 令和８年７月９日<br>第５８２３８号 | 原因　令和８年１月１日本店移転<br>本店　東京都千代田区平河町一丁目４番３号 |
| 付記２号 | ２番抵当権移転 | 令和８年７月９日<br>第５８２３９号 | 原因　令和１年１１月２６日債権譲渡（信託）<br>受託者　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号<br>三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |
| | 信託 | 余　白 | 信託目録第９５７号 |
| 2<br>付記３号 | ２番抵当権移転 | 令和８年７月９日<br>第５８２４２号 | 原因　令和８年４月１６日信託財産引継<br>抵当権者　東京都千代田区平河町一丁目４番３号<br>ＳＢＩアルヒ株式会社 |
| | ２番付記２号信託登記抹消 | 余　白 | 原因　信託財産引継 |

| 共　同　担　保　目　録 | | | |
|---|---|---|---|
| 記号及び番号 | (ｲ)第５５１７号 | 調製 | 令和１年９月６日 |

| 番　号 | 担保の目的である権利の表示 | 順位番号 | 予　備 |
|---|---|---|---|
| 1 | さいたま市中央区上落合三丁目　１２５０番２２の土地 | 1 | 余　白 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | さいたま市中央区上落合三丁目　１２５０番地２<br>２　家屋番号　１２５０番２２の建物 | 1 | 余　白 |

| 共　同　担　保　目　録 | | | |
|---|---|---|---|
| 記号及び番号 | ㈠第５５１８号 | 調製 | 令和１年９月６日 |

| 番　号 | 担保の目的である権利の表示 | 順位番号 | 予　備 |
|---|---|---|---|
| 1 | さいたま市中央区上落合三丁目　１２５０番２２の土地 | 2 | 余　白 |
| 2 | さいたま市中央区上落合三丁目　１２５０番地２<br>２　家屋番号　１２５０番２２の建物 | 2 | 余　白 |

| 信　託　目　録 | | 調製 | 余　白 |
|---|---|---|---|

| 番　号 | 受付年月日・受付番号 | 予　備 |
|---|---|---|
| 第９５７号 | 令和８年７月９日<br>第５８２３９号 | 信託抹消　令和８年７月９日受付第５８２４２号抹消 |

| | |
|---|---|
| 1　委託者に関する事項 | 東京都千代田区平河町一丁目４番３号<br>株　式　会　社　優　良　住　宅　ロ　ー　ン |
| | 委託者変更<br>令和８年７月９日<br>第５８２４０号<br>原因　令和７年３月２１日変更<br>委託者　東京都千代田区平河町一丁目４番３号<br>Ｓ　Ｂ　Ｉ　ア　ル　ヒ　株　式　会　社 |
| 2　受託者に関する事項 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号<br>三　菱　Ｕ　Ｆ　Ｊ　信　託　銀　行　株　式　会　社 |
| 3　受益者に関する事項等 | 受益者　東京都千代田区平河町一丁目４番３号<br>株　式　会　社　優　良　住　宅　ロ　ー　ン |
| | 受益者変更<br>令和８年７月９日<br>第５８２４１号<br>原因　令和７年３月２１日事業譲渡<br>受益者　東京都千代田区平河町一丁目４番３号<br>Ｓ　Ｂ　Ｉ　ア　ル　ヒ　株　式　会　社 |
| 4　信託条項 | 一　信託の目的<br>委託者は、信託設定日および追加信託日に本契約に従い信託される金銭並びに住宅ローン債権及びこれに付随する一切の権利を、受益者のための管理、処分及び運用並びに委託者の資金調達を目的として信託し、受託者は、これを引き受けるものとします。<br><br>二　信託財産の管理方法<br><br>（信託財産の管理・運用・処分）<br>受託者は、委託者との間で信託事務委任契約を締結することにより、委託者に本件取立事務及び本件保険関連事務を委任するものとし、受託者及び本件サービサーたる委託者は、信託事務委任契約に規定される事項を遵守するものとします。本件取立事務及び本件保険関連事務は、弁護士法その他の適用法令に反しない範囲内で遂行されるものとします。<br><br>（善管注意義務）<br>受託者は、信託財産の管理運用その他信託事務等について、本契約に定めるところに従うとともに、善良な管理者の注意をもって処理するものとします。<br><br>（抵当権の管理処分権限）<br>受託者は、受託者が本信託の設定に伴い随伴して委託者から移転を受けた住宅ローン債権を被担保債権とし、債務者が保有する不動産を目的物として設定された抵当権その他受託者が住宅ローン債権を被担保債権として取得した又は受託者が住宅ローン債権に関して有する利益のために譲り受けた一切の抵当権について、これらの管理処分（解除を含む。）を行う権限を有するものとします。<br><br>三　信託終了の事由<br><br>（信託期間）<br>本契約の有効期間は、本契約の締結日から信託終了日までとし、本契約（本信託）は、その期間中解除することはできないものとします。また、信託法第１６４条第１項の規定は適用しないものとします。なお、本信託は、信託法第１６３条各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、その直後に到来する計算期日に終了します。<br><br>（信託終了日）<br>信託終了日とは、以下のうち、最も早く到来する日をいいます。<br>（１）全ての住宅ローン債権の元本相当額が０円となったことが判明した回収状況報告日の直後に到来する計算期日<br>（２）住宅ローン債権受益権の元本額が０円となった日の直後に到来する計算期日<br>（３）委託者が信託契約の規定に基づき全ての信託債権を買い戻した日の直後に到来する計算期日<br>（４）信託契約第３６条第２項に基づき、受託者が信託契約を解除する計算期日<br><br>四　その他の信託条項 |

| | |
|---|---|
| | （当初受益者）<br>　個別信託の当初の受益者は、委託者とします。<br><br>（受益権の譲渡・質入れ又はそれらの禁止事項）<br>　住宅ローン債権受益者は、受託者の書面による事前の承諾がなされる場合でない限り、住宅ローン債権受益権を第三者に対して分割、譲渡、質入れ、譲渡担保の設定又はその他一切の処分を行うことはできないものとします。また、預託金受益権については、譲渡及び譲渡担保の設定を行うことはできないものとします。預託金受益者は、受託者の書面による事前の承諾がなされる場合に限り、預託金受益権を第三者に対して譲渡を伴わない質入れを行うことができるものとします。<br><br>（信託条項の変更又は改廃に関する事項）<br>　信託法第１４９条第１項乃至第３項の規定にかかわらず、本契約は、委託者及び受託者による事前の書面による合意がなされ、かつかかる合意について独立行政法人住宅金融支援機構及び住宅ローン債権受益者が事前に書面により承認した場合に限り、変更することができます。<br>　但し、（ｉ）下記①の場合には、委託者及び受託者による事前の書面による合意によって、独立行政法人住宅金融支援機構及び住宅ローン債権受益者の承認を得ることなく、（ii）下記②の場合には、委託者及び受託者の事前の書面による合意並びに独立行政法人住宅金融支援機構の事前の承認によって、住宅ローン債権受益者の承認を得ることなく、それぞれその変更を行うことができるものとします。本条に従い本契約を変更した場合、受託者は、かかる修正の内容を速やかに独立行政法人住宅金融支援機構及び住宅ローン債権受益者に報告するものとします。<br>　①本契約に関する明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正を行う場合<br>　②本契約に基づく住宅ローン債権受益者の権利及び利益に不利な影響を生じないと合理的に認められる事項について変更を行う場合<br><br>（追加信託に関する事項）<br>　委託者は、受託者に対し、本契約の定めるところに従い、住宅ローン債権及びこれに付随する一切の権利（債権抽出日以降追加信託日までに、信託債権につき回収された金銭を含む。）を受託者に移転することにより信託することができます。 |

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。